

【選定基準】

区分	選定基準	評価項目	配点
1	事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるかどうか。	平等利用を図るための具体的手法の適格性	10点
2	事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理公園の効用を最大限に発揮できるものであるかどうか。	市民の管理運営方針に対する適格性	30点
		利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
3	事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理公園の適切な維持管理を図ることができるものであるかどうか。	施設の維持管理への取り組み内容の適格性	30点
		安全対策への取り組み内容の適格性	
		管理料の内容の適格性	
4	申請者が事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているかどうか。	安定的な監理を行うための人的能力の適格	30点
		安定的な管理運営を行うための運営能力の適格	
		安定的な運営が可能となる経理的基盤の適正	
合 計			100点

【審査対象】

応募のあった申請のうち応募資格のすべてを満たしたものを対象とする。

【委 員】

- (1) 副市長（会長）

(2) 自治連合会会長

(3) 商工会会長

(4) 観光協会会長
- (5) 学識経験者

(6) 顧問弁護士

(7) 市議会議長

(8) 市議会建設経済常任委員長

【審査結果】

「5万人の森公園」事業計画書 審査集計表及び金額一覧表
指定の期間：H20.10.1～H23.3.31

結 果	団 体 名	合計点	金 額
候補者	(株)ランドスケープキーパーズ	714	2,940万円
第2順位者	アスカ美装(株)	712	1,950万円
第3順位者	山田造園土木(株)	670	2,328万円
第4順位者	NＢグループ (株)キタムラ・熊代農園	642	3,000万円
第5順位者	秋本建設(株)	614	3,000万円
第6順位者	イチエ(有)	480	2,608万円
第7順位者	山縣恒夫(栗原造園)	426	2,393万2千円
第8順位者	長原建設	312	3,000万円

「上野公園」事業計画 審査集計表及び金額一覧表
指定の期間：H20.10.1～H23.3.31

結 果	団 体 名	合計点	金 額
候補者	(株)ランドスケープキーパーズ	714	6,655万円
第2順位者	アスカ美装(株)	698	5,750万円

「阿田峯公園」事業計画 審査集計表及び金額一覧表
指定の期間：H20.10.1～H23.3.31

結 果	団 体 名	合計点	金 額
候補者	(株)ランドスケープキーパーズ	714	4,065万円
第2順位者	アスカ美装(株)	686	3,700万円
第3順位者	(有)カインド	602	4,150万円

(株)ランドスケープキーパーズ	13,660万円(3施設合計)
アスカ美装(株)	11,400万円(〃)
差 額	2,260万円(〃)

平成二十年六月二十四日の建設経済常任委員会には、理事者側から、付託された議案を審査するため五條市公園施設の指定管理者選定に関する資料が提出され、その中には、五月二十九日付で「指定管理者申請団体」の一社から市長及び副市長あてに提出された「不服申立書」とそれに対する市長からの「回答書」がありました。

この「不服申立書」は、今回の指定管理者の選定結果について出されたものです。その内容は五項目にもわたっており、一点目は、「指定の方法については、指定管理者選定委員会の評価結果を基準に、総合評価を行った上で、最も適切に施設を管理できると認める団体を候補者として選定とあるが、一次評価・総合評価ともが適正に行われたのか疑問である。一位と二位とを比較した総合評価がなされたものであるとすれば、この経緯と内容が不透明である。」というものでした。

二点目は、「公園施設、グラウンド、体育館等の管理運営実績については、一位の団体にはないのではなか。」「などというものでした。

三点目は、「提案指定管理料について、選定基準の事業計画書の内容が、最少の経費で、指定管理者管理公園の効果を最大限に発揮することができるとあるかどうかという評価が適正にされていないのではなか。」「指定管理制度の第一の目的は、市の出費をできる限り少なくすること、指定管理料の支出をできる限り低くすることではないか。」「というものでした。

四点目は、「審査委員の評価集計を無記名で実施したとの情報があるが、各審査委員が適正な評価をしたならば、記名式が通常と考えられる。（不透明な審査ではないか。）」というものでした。

五点目は、「多数の人から当社の審査内容が最も良かったとの声があるにもかかわらず、結果は、三施設とも同じ団体が一位であった。」というものでした。

以上のような「不服申立書」を提出した申請団体に対して、市長名の六月二十日付け「回答書」は、「評価項目については管理費の削減だけを求めるのではなく、費用以上の効果を見込めるかという点も含め配点し、選定を行った。」というものでした。